

# 山梨県公報

号外第十五号	一八三、一四三
三月十五日	平成二十五年
金曜日	—

選挙管理委員会  
目 次

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権 ..... 一  
を有する者の一定数 ..... 一  
県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 ..... 一  
職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 ..... 一  
県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 ..... 一  
県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 ..... 一

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十五年三月十五日

### 山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

一三、九七八

### 山梨県選挙管理委員会告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超えて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十五年三月十五日

### 山梨県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数)は、次のようにある。

平成二十五年三月十五日

### 山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

三分の一の数

西八代郡 四、八二九  
南巨摩郡 一、六二二  
中巨摩郡 四、六四〇  
南都留郡 一二、三八〇  
甲府市 五六、三二八  
富士吉田市 一三、八九五  
都留市・西桂町 九、八二三  
山梨市 一〇、二四二  
大月市 八六四  
韋崎市 三九八  
南アルプス市 二六八  
北杜市 一九、二六八  
甲斐市 一九、二三八  
笛吹市 七三二  
上野原市・北都留郡 五〇三  
甲州市 六七九  
中央市 四八四  
〇四一

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番